

普通免許状

「大学における養成」が基本。

学士の学位等

+

教職課程の履修

(教科に関する科目
教職に関する科目)

教員免許状

現職教員の自主的な研鑽を促すため、一定の教職経験を積み、大学等で所要単位を修得した者に、上位免許状を授与する途を開いている。

特別免許状

免許状を有しない優れた知識経験を有する社会人を学校現場へ迎え入れるため、都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格により授与する「教諭」の免許状(学校種及び教科ごとに授与)

授与要件

担当教科に関する専門的な知識経験や技能を有すること
社会的信望及び教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を有すること

臨時免許状

普通免許状を有する者を採用できない場合に限り、例外的に授与する「助教諭」の免許状

授与要件

都道府県教育委員会が行う教育職員検定の合格

3 . 免許状主義の例外

特別非常勤講師

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度。**教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担任することが可能**(任命・雇用する者が、**あらかじめ**都道府県教育委員会に**届出**をすることが必要)。

免許外教科担任制度

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、**校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることが可能**

(校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に**申請し、許可を得ることが必要**)。

普通免許状の種類について

それぞれ専修免許状(修士課程修了程度)、一種免許状(大学卒業程度)、二種免許状(短大卒業程度)に分かれる

幼稚園教諭免許状	
小学校教諭免許状	
中学校教諭免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教
高等学校教諭免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語(英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語に分ける。)、宗教、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭免許状	視覚、聴覚、知的障害、肢体不自由、病弱者
特別支援学校自立教科教諭免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸(美術、工芸、被服)
特別支援学校自立活動教諭免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭免許状	
栄養教諭免許状	

教員免許状取得に必要な科目の単位数及び内訳について

第一欄		第二欄	第三欄			
所要資格 免許状の種類		基礎資格	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学 校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支 援学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

注1: その他の科目として、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位、情報機器の操作2単位の修得が必要になる。
また、小学校及び中学校の免許状取得のためには、介護等体験が必要となる。

注2: このほか、養護教諭及び栄養教諭の免許状がある。

教職課程における具体的履修科目等

【中学校】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種	二種
教科に関する科目			20	20	10
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)			
		進路選択に資する各種の機会の提供等			
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6	4
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)			
	教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の意義及び編成の方法	12	12	4
		各教科の指導法			
		道徳の指導法(一種:2単位、二種:1単位)			
		特別活動の指導法			
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4	4
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
	進路指導の理論及び方法				
教育実習		5	5	5	
教職実践演習		2	2	2	
教科又は教職に関する科目			32	8	4
			83	59	35

【高等学校】

現 行

		各科目に含めることが必要な事項	専修	一種
教科に関する科目			20	20
教職に関する科目	教職の意義等に関する科目	教職の意義及び教員の役割	2	2
		教員の職務内容(研修、服務及び身分保障等を含む。)		
		進路選択に資する各種の機会の提供等		
	教育の基礎理論に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	6
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		
	教育課程及び指導法に関する科目	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	6	6
		教育課程の意義及び編成の方法		
		各教科の指導法		
		特別活動の指導法		
	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	4	4
		生徒指導の理論及び方法		
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導の理論及び方法			
教育実習		3	3	
教職実践演習		2	2	
教科又は教職に関する科目			40	16
			83	59

大学における教員養成の仕組みについて

学位と教職課程における単位の修得等により教員免許状が授与される。
教職課程は免許状の種類毎に、大学の学科等を文部科学大臣が認定。

学士の学位等

+

教職課程の履修

単位数は1種免許状の場合

教員免許状

学士
短期大学士
修士

教科に関する科目(小:8、中・高:20単位以上)
教職に関する科目(小:41、中:31、高:23単位以上)

- ・教職の意義 ・教育の基礎理論
- ・教育課程及び指導法
- ・生徒指導、教育相談及び進路指導
- ・教育実習
- ・教職実践演習

教科又は教職に関する科目 上記 から選択
(小:10、中:8、高:16単位以上)

その他必修科目(それぞれ2単位)
日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション、情報機器の操作

一種免許状
二種免許状
専修免許状

学校種毎に授与
(中学校、高等学校
の場合には教科種毎)

左記に加え、小学校及び中学校の免許状の授与には、7日間の介護等体験が必要。

【教育実習】 ←

教育実習は、学校現場での教育実践を通じて、学生自らが教職への適性や進路を考える貴重な機会であり、教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている。

→ 【教職実践演習】(平成22年度に導入)

大学における教職課程の中で、学生がこれまで学修した授業科目や様々な活動が、教員としての最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて確認するための授業科目。

必要単位数は2単位(主に4年次後期での開講を想定)。

(授業方法)

講義だけでなく、例えば教室での役割演技(ロールプレイング)やグループ討論、実技指導のほか、学校や教育委員会等との協力により、実務実習や事例研究、現地調査(フィールドワーク)、模擬授業等を取り入れることが期待されている。

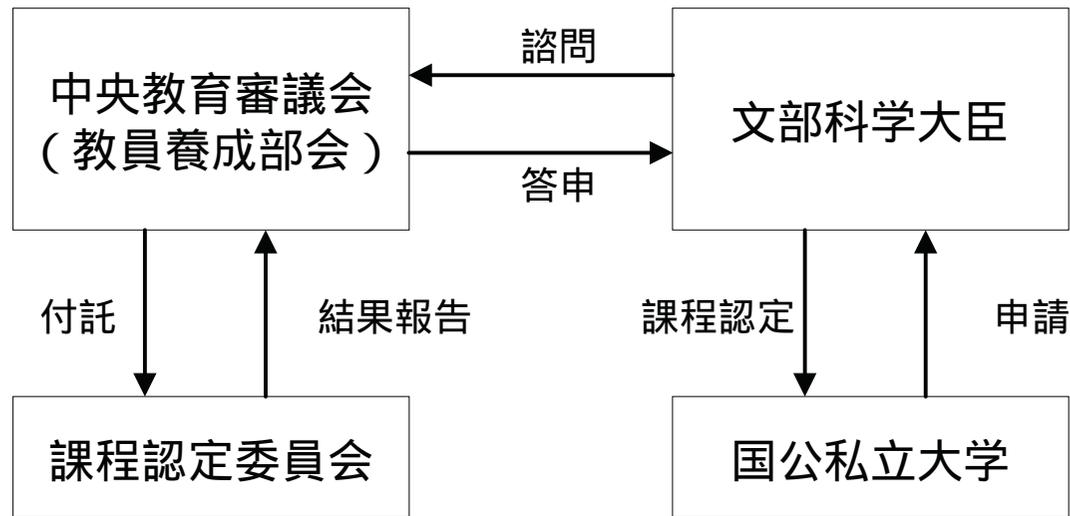
免許状の種類	教育実習の必要単位	教育実習期間
幼稚園、小学校、中学校 教諭免許状	5単位(事前事後指導1単位含む)	4週間程度
高等学校教諭免許状	3単位(事前事後指導1単位含む)	2週間程度

課程認定制度の概要

教員としての職能成長が教職生活全体を通じて行われるものであることを踏まえ、養成段階は、「教員となる際に必要な最低限の基礎的・基盤的な学修」を行う段階であることを改めて認識することが重要である。
(平成27年12月21日中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」
(抜粋))

このため、教職課程においては法令で規定された単位数の範囲で教員として身につけるべき最低限必要な内容について各大学が取り扱うこととされています。

教職課程認定の流れ



【参考】教育職員免許法別表第1備考第五号イ

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない(別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。)

イ 文部科学大臣が第十六条の三第四項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程(以下「認定課程」という。)において修得したもの

教科「家庭」での消費者教育に関する内容の実施状況

教育職員免許法施行規則第4条及び第5条(抜粋)

教科に関する科目	家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)
	被服学(被服製作実習を含む。)
	食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)
	住居学 高等学校は「製図を含む。」
	保育学(実習を含む。) 高等学校は「家庭看護を含む。」
	家庭電気・機械及び情報処理(高等学校のみ)
教職に関する科目	家庭科の指導法

家庭科教員養成大学数(平成27年4月1日時点)

	免許状の種類	大学数(校)		課程数(課程)	
		通学	通信	通学	通信
中学校教諭	専修免許状	94	1	184	1
	一種免許状	105	1	169	2
	二種免許状	31	-	33	-
高等学校教諭	専修免許状	94	1	185	1
	一種免許状	105	1	172	2

学習指導要領(抜粋)

高等学校「家庭」

第4 消費生活

2 内容

(3) 消費者と企業, 行政
ア商品情報と消費者相談
イ消費者の自立支援と行政
ウ消費者教育

中学校「家庭」

内容

D 身近な消費生活と環境

- (1) 家庭生活と消費について, 次の事項を指導する。
 - ア 自分や家族の消費生活に関心を持ち, 消費者の基本的な権利と責任について理解すること。
 - イ 販売方法の特徴について知り, 生活に必要な物資・サービスの適切な選択, 購入及び活用ができること。
- (2) 家庭生活と環境について, 次の事項を指導する。
 - ア 自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え, 環境に配慮した消費生活について工夫し, 実践できること。